

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

令和元年5月20日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「H31年の〇〇土地改良区及び〇〇土地改良区（以下「当該団体等」という。）から県に提出された経緯経過が分かる書類含む、報告書（総代会）及び（定カン・事項・要項含む）（選挙規定、監査監事）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

令和元年6月3日、実施機関は、本件請求に係る公文書については「請求に係る保有公文書が不存在であるため」を理由とする公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

令和元年6月6日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して、審査請求を行った。

4 諮問

令和2年9月3日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

県の枉法行為を確認した為。

2 審査請求の理由

本来2ヶ月以後も経過している書類であり、又、あると担当が回答した中で請求したもので、出せ。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由はおおむね次のとおりで

ある。

条例第7条第2号は、当該公文書が物理的に存在しない場合、存在するが他の実施機関又は実施機関以外の団体が保有している場合などにおいて、当該請求を拒否することができる旨を定めたものである。

実施機関は、審査請求人が公開を求めている公文書は、農山漁村振興課が保有するH31年の当該団体等から県に提出された総代会の決議内容の報告書（以下「本件公文書」という。）であると推測したが、土地改良区から総代会の決議内容の報告を受ける業務を行っていないため、文書は保有しておらず、本件処分を行った。

第5 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
令和2年9月3日	諮問
令和6年11月28日 第2部会（第17回）	審議
令和6年12月19日 第2部会（第18回）	審議

第6 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

審査請求人は、本件公文書は存在する旨主張している。

これに対し、実施機関は、本件公文書を保有していないと主張しているため、以下、本件公文書の保有の有無について検討する。

2 本件公文書の保有の有無について

徳島県では、知事の権限に属する事務の委任に関し、徳島県事務委任規則（昭和42年徳島県規則第16号）を定めており、土地改良区の総代の就任の届出の受理に関する事務については、同規則第7条の2及び別表第2の2徳島県東部農林水産局長の項第5号の4の規定により徳島県東部農林水産局長に委任され、同規則第8条及び別表第3個別事項の項第53号の5の規定により、総合県民局長に委任されている。

そうすると、〇〇の土地改良区における決議事項の報告に関する事務は、徳島県南部総合県民局長に委任されているから、農山漁村振興課において行うことはない。

以上のことから、本件公文書を保有していないとする実施機関の説明に特に不合理な点はない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿（50音順）

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
谷 風雲	弁護士	
榊本 久実	税理士	